

船舶事故調査報告書

平成27年7月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成26年7月27日 15時00分ごろ
発生場所	大阪府貝塚市二色の浜公園南方沖 阪南港泉佐野沖防波堤北灯台から真方位052° 1,620m付近 （概位 北緯34° 26.69′ 東経135° 19.90′）
事故調査の経過	平成26年11月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ^{ボッタクリ} BOTTAKURI、5トン未満 250-44504大阪、個人所有 6.05m (Lr) × 2.30m × 0.98m、FRP ディーゼル機関、176.52kW、平成11年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 35歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年7月1日 免許証交付日 平成25年7月1日 （平成30年6月30日まで有効） 同乗者A 男性 36歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人等（以下「同乗者」という。）5人を乗せ、船尾デッキに2人乗りドーナツ型のトーイングチューブと称する浮体（以下「本件浮体」という。）を載せ、トーイングロープ（以下「本件ロープ」という。）で船尾デッキ後方中央部と本件浮体とを結び、遊走海域に移動するため、係留していた二色の浜公園南側の砂浜（以下「本件砂浜」という。）沖を出発した。</p> <p>同乗者Aは、右舷船尾に腰を掛け、右手で本件ロープを一巻きした状態で持っていたところ、本船が発進した際、船尾部が下がって波を受けたことにより、本件浮体が海面に着き、本件浮体と本件ロープが海面に走出した。</p> <p>同乗者Aは、本件浮体が海面に着いたことに気付き、本件ロープを引こうとしたものの、走出する本件ロープとの摩擦による痛さから、</p>

	<p>約1～2秒後に手を放した後、平成26年7月27日15時00分ごろ船外に飛ばされた。</p> <p>船長は、本件砂浜沖を約20m西南西進した後、左旋回して東南東進中、同乗者Bの叫び声が聞こえ、ミラーを見たもののよく分からなかったため、本船を停止させたところ、後方約120mに同乗者Aを認め、落水したことを知った。</p> <p>船長は、同乗者Aに接近し、声を掛けたところ、痛がっていたことから、負傷したことを知り、すぐに本船に引き揚げ、本件砂浜にいる知人に救急車の要請を依頼した後、マリーナに向かった。</p> <p>同乗者Aは、救急車により病院に搬送され、右絞扼性大腿挫創、右絞扼性下腿挫創、右絞扼性手挫創及び右大腿部内転筋挫傷と診断され、約6週間の入院治療を要した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 3m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、友人、知人等の計約30人と共にバーベキューの目的で本件砂浜に来ており、本船で本件浮体を引いて遊走を楽しんでいた。</p> <p>船長は、操縦免許取得後、主に浮体を引いて遊んでいた。</p> <p>本件浮体は、長さ約1.9m、幅約1.2mのナイロン製であり、船尾デッキ部（長さ約2m、幅約70cm）に置いたとき、後方に約50cmはみ出る状況であった。</p> <p>本件ロープは、ナイロン製で、直径約10mm長さ約18mであり、破断強度は約10kNであった。</p> <p>船長は、本事故後、本件ロープが破断していることを知った。</p> <p>船長は、ふだん、後部座席に誰もいないときは、船内に本件浮体を格納しており、同乗者がいれば、船尾デッキに本件浮体を載せ、同乗者に本件ロープを持ってもらっており、本事故当時も、同乗者Aに本件ロープを持ってもらっていた。</p> <p>船長は、ふだん、本件浮体を引いて遊走する際、搭乗者に対して、本件ロープを手で巻くと、引っ張られて負傷する危険性を注意していたが、本事故時は遊走前であったため、その旨を注意していなかった。</p> <p>同乗者Aは、右舷船尾部に座ったとき、足下付近に本件ロープがコイルされた状態で置いてあることを知っていたため、負傷状況から、走出している本件ロープが右足大腿部に絡まったことにより、船外へ飛ばされたものと思った。</p> <p>同乗者Aは、本船に乗船したことはあったものの、本件ロープを持った経験はなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、本件砂浜南方沖において、船長が本船を発進させたところ、船尾デッキに置いていた本件浮体と本件ロープが海面に走出し、本件ロープが同乗者Aの右手右足に絡まったことから、負傷したものと考えられる。</p> <p>同乗者Aは、右手で本件ロープを一巻きにした状態で持ち、足下付近に本件ロープがコイルされた状態で置いてあったことから、本件浮体と本件ロープが海面に走出した際に、本件ロープが右手右足に絡まったものと考えられる。</p> <p>同乗者Aは、本件ロープを持ったことがなく、走出する本件ロープの危険性に対する認識がなかったことから、右手で本件ロープを一巻きにした状態で持ち、足下付近に本件ロープがコイルされた状態で置いてあったことを意識していなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、本件砂浜南方沖において、船長が本船を発進させたところ、船尾デッキに置いていた本件浮体と本件ロープが海面に走出し、本件ロープが同乗者Aの右手右足に絡まったため、発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本事故後、船長は、航行時、船内に本件浮体を格納し、本件ロープについては、遊走海域に到着してから、本船に結ぶこととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗船者に対し、移動するロープ類を手でつかむことの危険性を周知すること。

付図1 事故発生経過概略図

